

令和6年度 第1回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和6年6月20日（木） 午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

市役所5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターばあとなあ東京
欠席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	大久保 順	中部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局：〔市〕 宮崎福祉総務課長、田中福祉総務係長、福祉総務係坂本
障がい者支援課障がい者相談係松尾主査、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係吉崎課長補佐、原主任

〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
榊原生活支援課長、相談支援係安江係長

傍聴者：なし

4 内容

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 会長、副会長選出
- (6) 報告事項（非公開）

①令和5年度第2回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて
経過報告

ア 本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて（非公開）

イ 支援に対する拒否があるケースについて（非公開）

（７）協議事項

- ①令和５年度「中核機関」事業報告及び評価について
- ②令和６年度「中核機関」事業計画について
- ③成年後見制度利用促進計画の策定について
- ④各関係機関における現状及び課題について

（８）その他

（９）閉会

【資料】

- 資料１ あきる野市成年後見制度利用促進協議会委員一覧
- 資料２ あきる野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱
- 資料３ 令和５年度第２回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて
経過報告
ケース１ 本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて（非公開）
ケース２ 支援に対する拒否があるケースについて（非公開）
- 資料４ 令和５年度中核機関の事業報告に対する協議会評価
- 資料５ 令和６年度「中核機関」事業計画
- 資料６ あきる野市成年後見制度利用促進計画の骨子（案）

５ 議事録（発言の主な内容）

（１）開会 福祉総務課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

令和６年度第１回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日、植田委員から、欠席のご連絡がございましたので、ご報告いたします。このため、本日委員９人中８人の出席でございますので、成立しております。また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを６月１３日、市のホームページに掲載いたしました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はおりません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行って参りますことを、合わせてご報告させていただきます。

（２）委嘱書交付 福祉総務課長（市長代理）

（３）挨拶 福祉総務課長

ただいま、委嘱書を交付させていただきました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、あきる野市成年後見制度利用促進協議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。近年は高齢化が本格化するとともに高齢者や障がい者の支援だけでは解決できないような複合的なニーズの支援体制が求められております。このような課題に対応し、支援を必要とする人たちが地域社会に参加し、自立した生活を送るこ

とができるよう、また尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにしていくためには、権利擁護支援の地域ネットワークのより一層の充実を図る必要があります。日頃から市の成年後見制度利用促進にご協力いただいている関係者の方々におかれましては、中核機関を中心に、関係団体の適切な役割分担のもとで、地域連携による権利擁護支援が実施できるよう、あきる野市の成年後見制度利用促進について、皆様にご検討いただきたいと思います。また、今年度は成年後見制度利用促進計画をあきる野市地域保健福祉計画と一体的に策定するため、その内容についてもご検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。結びとなりますが本協議会の委員にご就任していただきましたことを重ねてお礼申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（４）委員自己紹介

（５）会長、副会長選出

福祉総務課長 それでは、会長、副会長の選出に入ります。あきる野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱 7 条第 1 項で、本協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置くこと、同条第 2 項で“役員は、委員の中から互選する”ことになっています。会長、副会長の選出にあたり、何かご意見はございますでしょうか。

（事務局一任の発言）

ご意見がなければ、「事務局一任」のお声をいただきましたので、事務局案を提案させていただき、ご承認をいただく形でよろしいでしょうか。

（事務局案を提案。承認を受け、会長を渡辺委員、副会長を秦委員に決定）

福祉総務課長 ありがとうございます。それでは渡辺委員が会長、秦委員が副会長ということで、どうぞよろしくお願いいたします。渡辺会長と秦副会長につきましては、お席の移動をお願いします。
改めまして、会長、副会長にご挨拶をいただきます。まず、渡辺会長からお願いいたします。

会長 ただいま、会長に就任しました渡辺です。今、第二期成年後見制度利用促進計画というのが令和 4 年から令和 8 年までとなっていて、令和 6 年はちょうど折り返し地点。皆さんから意見を頂戴して一步一步進めていければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長 会長を補佐し、事故が起きた際には、その職務を代理で行うということで、しっかり努めていきたいと思っています。

福祉総務課長 ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、ここからの議事進行は渡辺会長にお願いいたします。渡辺会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(6) 報告事項 (非公開)

①令和5年度第2回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて 経過報告

(7) 協議事項

①令和5年度「中核機関」事業報告及び評価について

会長 はじめに、協議事項の令和5年度「中核機関」事業報告及び評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明します。資料4をご覧ください。委員の皆様は令和5年度の中核機関の事業報告及び評価について事前に見ていただきました。お忙しいところ、評価票の記載等ありがとうございました。本日お配りした資料は皆さんの評価を集計したものとなっております。つきましては、ここで中核機関から改めて事業報告について説明いただき、自己評価の理由についても説明をさせていただきます。その後ご質問を受けさせていただきます。最終的に協議会としての評価を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中核機関 令和5年度の中核機関の事業報告をさせていただきます。まず、1の広報機能から説明をします。講座の開催と周知啓発活動に分かれておりまして、令和5年度については、近年家族信託と成年後見制度どちらが良いのかといったご家族様からの相談が多く入ってきたため、今回初めて家族信託と成年後見制度について講座を開き、第1回目は近隣の福生市や日の出町の社協と共催で開催しました。35人という定員に対し多くの申込みをいただいたため、2回目はあきる野市社協で単独で開催し、同じテーマで行っております。実際の人数については実績値をご覧ください。その講座以外にも、「遺言と相続の基礎知識」や「相続税の基礎知識」といった講座も税理士さんをお呼びして新しく初めて講座として開催しております。いずれも定員を超える定員以上の市民の方の参加をいただく形となりました。

啓発活動については、社協でFacebookを始めたため、ホームページやFacebookを連動させるように掲載を増やしまして、講座のお知らせや報告までを行いました。以上のことから令和5年度の評価はAとしております。次年度以降の方向性につきましては講座のスケジュールを立て、市民が分かりやすいような周知を行いたいと考えておりますので、S'とさせていただきます。

続いて2の相談機能です。成年後見制度に関する相談対応件数が533件ありました。実人数が増え、相談件数が少し減少しました。司法書士による成年後見制度専門相談会の開催は奇数月の第2火曜日に、弁護士による福祉法律相談会の開催については、偶数月第2火曜日になっており、必ず1ヶ月に1回は成年後見制度の相談会や法律相談会を実施できるようにしております。相談人数が増加しており、高齢者の方の成年後見制度の相談が多くなっております。ご親族からの質問が多く、次いで地域包括支援センターやケアマネジャー等の高齢福祉分野の支援者からも相談がきています。とても丁寧な相談対応に努めたため、評価はA、次年度以降の方向性についてもA'としています。

続いて3の成年後見制度利用促進機能です。中核機関として受任調整会議を開催しておりまして、2ヶ月に1回弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員、社協職員で受任調整の会議を開催しております。令和5年度は16件のケース検討があり、その中でも増加しているのが市長申立てのケースで9件ありました。

地域ネットワークの構築では、皆さんも感じる事があると思いますが、なかなか成年後見制度に結びつかない、ハードルが高いといったご意見の数々に、地域ネットワークの中核機関として、権利擁護が必要な方の相談対応や、チームによる対応ということで引き続き連携していきたいと思っています。

法人後見業務実施に関しましては、令和5年度は法人後見を実施している2箇所の社会福祉協議会に聞き取り調査を行い、令和6年度以降のスケジュールを作成しました。また、地域福祉権利擁護事業との連携ということで、地権から成年後見制度に移行したケースは令和5年度は2件でした。令和6年度においては、受任調整だけではなく、より広く権利擁護に関するケース検討をするため、受任調整会議から支援検討会議に移行させるという計画をしております。法人後見事業の実施に向けても、今年度検討委員会を立ち上げ実施をしていくということで、令和5年度の評価はA、次年度以降の方向性についてはS'としています。

4の後見人等支援機能については、被後見人や親族後見人のサポートをするということですが、専門職からの相談はあまりなかったのですが、親族後見人の方々からは初回報告や定期報告の相談がありましたので、都度対応をしています。後見人サポートの相談件数は年々減少してきています。以上のことから令和5年度の評価はB、令和6年度において、社協が相談に乗ったケースについては選任後6ヶ月を目安に困り事や相談等はないか等のアンケートを送付し、選任後の支援の相談も積極的に受ける体制をとるということで、次年度以降の方向性はA'としています。

5のあきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能についてですが、成年後見制度利用促進協議会の事務局として、皆様と新体制を構築するために連携しています。令和5年度は2回実施しており、ケース検討や地域での課題を把握し、今後も中核機関として連携をさせていただき、事例検討や今後の利用促進課題に関する検討を行っていきたいと考えていますので、評価としてはA、次年度以降の方向性についてはA'となっております。

6のオンラインを活用した体制整備については、相談支援体制の充実を図るため、ZOOMを利用したオンライン体制を整備しています。後見制度の相談となると、遠方の方や家族が外国にいる方からの相談といったケースがあるので、ZOOMを利用してオンラインでの支援会議、関係者との打合せを行っています。令和5年度の評価はA、次年度以降の方向性についても、引き続きオンラインを活用していくため、A'としております。

総括ですが、中核機関として3年が経過し、安定的に事業を実施することができています。市や関係機関との連携も増え、関係機関からの相談も増えてきて、チームで対応ができるようになってきていると感じています。法人後見事業開始に向けては、他社協へ具体的な聞き取り調査を行い、今後のスケジュールを作成しましたので、令和7年7月の開始を目指し、法人後見事業検討委員会を立ち上げ、取り組んでいきます。報告は以上です。

会長

ありがとうございます。協議会評価を決定する前に、何か質問やご意見等ありますか。

委員 全体的な話になりますが、前進しているなという印象を受けました。以前から関わらせていただく中で、着実に相談の件数も増えてきていますし、中核機関の立ち位置が、実際に関わる関係者の中に明確化されてきたなと思います。全体的に見て良い結果が得られているところが評価に繋がっていると思います。事務局機能について、自治体が行う事務局機能と中核機関が行う事務局機能の差が分からないので、その差や考えを詳しく聞きたいです。

事務局 行政としての事務局機能と中核機関としての事務局機能はあまり大きな区別がないというところがあります。まずは、この利用促進協議会を軌道に乗せていきたいと思っていたのがこれまでの2年間で、これからの2年間についてはもう少し全体の事務局機能として何ができるのかといったところを検討していかなければならないと思っています。特に今年度については利用促進計画についてもやっていきますので、計画を立てるにあたって、中核機関の動きというものも一緒に話を進めていきたいと思っています。

会長 ほかに、ご発言のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、協議会評価に移ります。（以下、表のとおり）

	S	A	B	C	協議会評価
1 広報機能	3	5	1	—	A
2 相談機能	2	6	—	1	A
3 成年後見制度利用促進機能	2	7	—	—	A
4 後見人等支援機能	1	6	2	—	A
5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	1	7	1	—	A
6 オンラインを活用した体制整備	2	7	—	—	A

②令和6年度「中核機関」事業計画について

会長 令和6年度「中核機関」事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

中核機関 資料5に基づきまして、令和6年度「中核機関」事業計画をご報告させていただきます。中核機関に関しましては、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能等の各機能をさらに充実させ、成年後見制度のさらなる利用促進を図っていきたくと思っています。併せて、市民にとっての成年後見窓口ということが分かるように、分かりやすい名称変更を検討していく計画を進めています。現在はあきる野市社会福祉協議会相談支援係が成年後見制度の担当をしていますが、近隣の社会福祉協議会によっては、「成年後見センター〇〇」といった分かりやすい名称に変わってきていますので、あきる野市においても分かりやすい名称変更にしていくということで、令和6年度に計画しています。

1の広報機能についてですが、令和6年度は、終活講座を含めて、もうすでにスケジュールが決まっております。年5回の講座を予定しています。（資料5のとおり）市民の皆さんが興味のある講座に参加できるように、都度周知をしていきます。

パンフレットの配布などの周知活動についてですが、社会福祉協議会では成年後見制度のパンフレットを２種類用意しております。一般市民向け用とご本人様に説明をする用の２種類があるので、ぜひ皆様もご活用いただければと思います。

２の相談機能については、成年後見制度に関する相談対応ということで、随時社会福祉協議会で行って参ります。司法書士と弁護士による相談会の実施も昨年度に引き続き、年６回ずつで開催予定です。

３の成年後見制度利用促進機能の受任調整会議についてですが、奇数月の第４月曜日の午後４時から開催をしております。成年後見制度が今後必要かどうか、支援者は誰が良いか等の支援方法を検討しております。令和７年度からの支援検討会議に向けて、要綱を改正しまして、１０月、１１月をめどに権利擁護を必要とする個別事案や困難事例に関するケース検討ができるよう、受任調整会議から支援検討会議への移行を行う予定です。

（２）の地域連携ネットワークの構築についてですが、例年通り権利擁護支援が必要な方の早期発見や初期段階からの相談体制を整備しております。包括や医療機関から身寄りのない方で成年後見制度が必要な方がいるという相談が最近増えてきていますので、社協の方も積極的に携わっていきたいと思っています。

（３）の法人後見事業実施に向けた検討委員会の設置ということで、令和６年７月より法人後見事業検討委員会を設置し、法人後見事業の実施に関する具体的な検討をしていき、委員の皆様からも実施要綱案や体制について、ご意見をいただき、令和７年７月実施に向け、検討して参りたいと思います。

（４）の地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携について、成年後見に移行する方は、毎年数名いらっしゃいますので、スムーズな移行と対象拡大の方を引き続き実施していきます。

４の後見人等支援機能としては、後見人等のサポートとなっておりますが、おつなぎした後のサポートということで、６ヶ月をめどにアンケートや連絡をさせていただき、選任後もこちらからアプローチしていくという体制を令和６年度は計画して行いたいと思います。

５のあきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能と６のオンラインを活用した相談支援体制の整備についても、引き続き実施していく予定です。中核機関の事業計画のご報告は以上です。

会長
委員

令和６年度「中核機関」事業計画について、何かご質問等ありますか。

受任調整会議から支援検討会議に移行ということで、個別事案や困難事例に関するケース検討ができるようにという機能も必要になりますが、後見人等のサポートの視点で、後見人のモニタリングも支援検討会議の中でお願いできればと思います。最初の受任調整の視点も視野に入れていかなければいけないですし、一方で本人にとってどうかという視点も考えると、交代がスムーズにできるように、チームとして事前にリスクを拾い上げるような機能が良いのかなと思います。

中核機関

貴重なご意見ありがとうございます。選任後の支援については、支援検討会議で検討するという視点がこれまでではなかったので、選任後のアンケート等を利用して上がってきたケースについても支援検討会議で検討できるように取り入れたいと思います。

会長

事業計画にも書いてありますが、私の意見としては４の後見人等支援機能について、特に親族後見人のサポートももう少し進めてもらえたらと思います。あとは、これから法人後見事業が始まるということですが、その先に市民後見事業も考えているのでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。後見人の支援、その先の法人後見人支援、市民後見人の養成ということで、順番に進めていきたいなと思っています。まずは、法人後見としての体制をとっていただくことが、あきる野市としては第一優先で社協にもお願いしてきました。ここで令和6年7月から法人後見事業の検討委員会を発足されるということになります。その後、法人後見が無事実施に至れば、次は市民後見人の養成にも取りかかりたいと思っていますところです。

会長 ほかに、ご発言がある方はいらっしゃいますか。ご意見がなければ、次に移ります。

③成年後見制度利用促進計画の策定について

会長 次に成年後見制度利用促進計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6をご覧ください。成年後見制度利用促進計画の骨子（案）についてご説明いたします。

まず1の計画策定の背景です。こちらに記載しておりますように、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。このことから、2の計画の位置付け及び3の計画の期間につきましては、あきる野市の現在の地域保健福祉計画の改定に合わせて、成年後見制度利用促進計画について項目を設け、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画として位置付けることとし、計画期間も地域保健福祉計画と併せて「令和7年度から令和11年度」の5年間といたします。

次に4の地域における成年後見制度利用促進を取り巻く状況について、国・都及び市の現状について掲載いたします。また今回地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査において成年後見制度に関する項目をお聞きしておりますので、その結果についても掲載していく予定です。

5の重点課題・重点施策といたしまして、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「担い手の確保・育成等の推進」「市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進」を挙げていきたいと考えております。

6の取組内容、7の推進体制ということで掲載していく予定です。スケジュールについては、第2回成年後見制度利用促進協議会を8月中旬から9月上旬に開催し、取組内容等についてご意見をいただければと考えております。

また、1月末から2月上旬に第3回成年後見制度利用促進協議会を開催し、パブリックコメント等の報告をさせていただき、年度末には完成する予定です。以上、骨子案についてご説明いたしました。委員の皆様のご質問やご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。説明は以上です。

会長 成年後見制度利用促進計画の策定について、ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。

委員 (2)の担い手の確保・育成等の推進については、ア、イ、ウ（資料6参照）の3つの視点だけで良いということもありますし、一方では社協だけで実施するのではなく、法人後見を実施する事業所を育成するといった法人後見の育成という部分も計画に盛り込んでも良いと思います。

- 事務局 ご意見ありがとうございます。5年間あるので、どれぐらい取り組めるかは変わってきたりもしますが、計画に盛り込んでいけたらと思います。
- 会長 他にご発言のある方はいらっしゃいますか。なければこちらは以上とさせていただきます。

④各関係機関における現状及び課題について

- 会長 次に各関係機関における現状及び課題についてということで、事務局より願います。
- 事務局 本日ご出席の皆様は各関係機関、他分野に渡ってご出席をいただいております。成年後見の利用や権利擁護の取組みなどについて、それぞれの関係機関での現状や課題の情報共有をこの場でできたらと思います。順番に願います。
- 委員 地域で後見人を推薦するということが2022年から事業を始めまして、2023年には東京都で全部で実施してきたところになります。2022年の時は、この地域だけが先行的にこの地域のメンバーを紹介するという地域に根差した後見人活動をしてきましたが、2023年に全都に拡大した関係で、地域のメンバーではない方からもこの地域の案件に対して積極的に手が上がってきたと思っています。今後は、この手が上がってきた会員に対して、どうフォローをしていくかが課題となってきました。ただ候補者推薦をすることについては、実績が上がってきているので、地域の要望にも応えられてきているのではないかなという現状です。
- 委員 多い現状としましては、子どもがいないので、うちは司法書士に相談しているといった相談を聞くようになってきました。そういう意識が高い人は大丈夫かと思いますが、今後心配となってくるのが、そのような心配を全くしていない人や、周りは困っているけれども本人は困っていないという人。成年後見制度や権利擁護を勧めても本人たちは拒否しているというところのアプローチが課題だと感じています。
- 委員 包括支援センターとしては、困難ケースなどで、お金の支払いがうまくできない人や医療受診もない人が多くなってきて、こちらで事務管理を代行するわけにもいかないが、この状態で後見人が必要なケースをどう結びつけば良いのかというケースが増えてきて頭を抱えているのが現状です。
- 委員 日々、障がい者の方の色々な相談に頭を悩ませているところですが、成年後見という意味では皆様に相談させていただいて、不足を感じることはあまりないのが現状。ここで色々な話を聞いて勉強していけたらと思っています。
- 委員 本人と親御さんの高齢化というものを感じています。全員が対象というわけではないが、高齢者の方に限って私が最後まで面倒見ますという方が多くなってきました。本人が高齢や認知症になってくるとさらに大変。親御様と兄弟の中でも意識の差があり、そこまでは踏み込めないが話を聞いて、声かけ等で対応しているところです。また成年後見に結びつくために、分かりやすさは提供していかなければいけないと感じています。
- 委員 日々、独居の方、高齢の方、精神疾患を持っている方、そういったご家庭が増えてきているなという印象。独居の方と今後の話をする中で、成年後見が必要になってくると思い提案をしているが、なかなか結びつかない。任意後見をつけるとなるとお金がかかる、そうすると、やはりつけなくていいという回答

になってしまい、なかなか結びつかないということが見受けられています。困っているようであれば社協に相談に行ってみてはどうかと勧めているが、なかなか足を運ばないという現状です。後見人をつけるとなると費用面を含めてイメージがつかないので、まだ周知が薄いように感じます。実際に後見人をつけるとどう生活が変わるのかをパッと見たら分かるようなものがあったら、こちらとしても提案に繋がるかなと思います。

委員

弁護士会の現状という、専門職に共通していることだと思うが、担い手の確保の問題が大きくあり、困難事例が増えているというのが弁護士会の委員会でもよく聞きます。可能な限り引き受けてきている部分はあると思いますが、それでも引き受け手がいないことが増えてきて裁判所に戻したケースもあると聞いています。受任調整会議で専門職が適切かどうかということで意見を出して、そこで事前にマッチングができて選任されるのが望ましいと思いますが、最近は裁判所一任という流れになってもなかなか引き受け手がいないということが多くあります。解決策があまりなく、以前はケースの比重でバランスを取っていたと聞いていますが、今はそれも難しい。担い手が減ってしまう負のスパイラルにならないようにどうしたら良いかが弁護士会の課題になっています。

会長

司法書士も同じような状況。専門職になると報酬がついてくるが、支払えないとなると引き受け手が見つからないことがあり、各地区のリーガルの方が無理して引き受けるということが長年続いてきていて、地区リーダーやサブリーダーを受けたがらないという負のスパイラルになる傾向があるので、そこがネックだと感じています。それでも見つからないと都内の方でお願いをするケースが過去にありました。地域共生社会とは何かとなった時に、ご本人様の気持ちもありますが、市民後見人や法人後見人を活用したやり方でやってみても良いのかなと思います。

全員からの現状や課題がありましたが、それについて何かご意見等ありますか。

委員

成年後見制度を分かりやすく理解してもらうにはどうしたら良いかというところで、社協が作った本人向けのパンフレットがすごく分かりやすい内容になっているので、ぜひ活用してもらいたいと思います。後見人をつけるとどうなるのか、費用はどうするのかといった質問に対しては、厚生労働省の分かりやすい成年後見制度の動画で意思決定支援等もあるので、ぜひ専門職の皆さんや一般の方にも見てもらえればと思います。そういった動画の宣伝や広告活動については社協に頑張ってもらいたいところです。

会長

他にご意見、質問等ありますか。なければ、事務局からも一言お願いいたします。

事務局

現状や課題等、お話いただきありがとうございます。特に担い手不足というところで市民後見人の養成であったり、社会福祉協議会以外のNPO法人等での法人後見の実施は求められてくるところではありますが、今の皆さんのお話を聞くと困難な状況になってから繋ぐのでは遅いのかなと感じました。困難事例になる前に成年後見に繋いでいきたいとか、報酬ゼロの問題については市役所の予算かもしれませんが、色々な情報をみんなが知り合っていけば、救っていけることもあるのかなと。やはり包括であったりとか、障害者支援基幹センターであったり、障がい、高齢の行政であったりが困難ケースになる前にできるだけ早く適切なサービスに繋いでいくことが大事かなと思います。また困難

事例を発見した時に、このような多くのメンバーで話し合いをすることができれば解決策も見つかりやすいのかなと思います。これだけ、ご家族の方にとっても理解されづらい制度でありますので、できるだけ地域連携ネットワークをいかに使って解決策を導き出すかということを、皆さんの意見を聞きながら進めていけたらと思いました。また、分かりやすいPRというのは、厚労省含めて、たくさんところでパンフレットや動画が出ていますが、そのことをみんなが知らないということはもったいないことだと思いますので、各関係機関の所属の方々に周知をお願いいたします。市でも適切な場所にパンフレットを置いたり、説明をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(8) その他

会長

次に8のその他に移ります。こちらは何かありますか。

事務局

本日は長い時間、貴重なご意見等ありがとうございました。今回いただきました意見については、中核機関とも協議を進めていき、今後の事業に活かして参りたいと思います。

また本日の議事録につきましては、皆様に一度ご確認いただき、その後HPで公開となりますのでご承知おきください。

今回の会議の報酬につきましては、7月上旬に皆様の口座にお振り込みさせていただきますのでご確認をお願いいたします。

次回の協議会については、8月中旬から9月上旬頃を予定しております。早めに日程をお伝えできればと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

最後全体で何かご発言やご質問のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、以上で議事の方を終わりとさせていただきます。司会へお返しいたします。

(9) 閉会

福祉総務課長

ありがとうございます。皆様長時間にわたり大変お疲れ様でございました。渡辺会長におかれましては、スムーズな議事進行を本当にありがとうございました。それでは最後に秦副会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長

皆さま、長時間お疲れ様でした。受任調整会議で顔を合わせることが多くありますが、参加するたびに思うのは、知らないこともたくさんありますし、専門職の間でも別の方々の意見を聞くと、自分の領域の話であっても驚くような発見もあって、色々な立場からの意見交換をするというのは、自分のためにもなりますが、そのケースのよりよい対処に繋がっているなと思っています。色々な立場から意見交換をする場は大事な機会だなと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上で閉会の挨拶とさせていただきます。

福祉総務課長

以上をもちまして、第1回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。